

# 靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター  
第22号 2015.1.1

発行：支える会事務局  
代表：園田朋里  
mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

神は、独り子を世にお遣わしになりました。

その方によって、わたしたちが生きようになるためです。(一ヨハネ4・7)

西山俊彦神父

これは不思議な文言、  
今生きている者にむかって「生きようになるため」と認めます。  
生き方には2様があるということ、  
神のみ旨に従った生き方と、それ以外の生き方、  
私たちがどちらの生き方をしているかを問うものです。

「悪人にも善人にも太陽を昇らせ、雨をふらせてくださる」のが神の愛、「自分を愛してくれる人を愛する」のが自己愛、同じ愛とはいえ、神の愛は神の子、神の国をもたらしますが、利己愛は戦争、殺戮、憎悪、差別、無視放置等々、罪の子の罪業を生み出します。可能不可能の付度を越えて何を相応しい世界とするのか、罪の子の身でありながら、神の子、神の国を目指すべき本性・本務とみなし、和解と平和に尽くすのが万人の当為・使命と認めるのか、神のことばは、それを問うものとなっています。

年に一度、いや、一生に一度限りの初春の恵みは、華やぎ安らぎだけで済むものではなく、いわんや、総選挙による圧倒的支援演出などは国家基盤を揺るがす茶番劇、世情が危うくなればなるほど、ささやかであっても、神の子の凛々しさと真実味が肝要であると思われます。森羅万象が生気を漲らせるだけでなく各人がその精気を創出するのが新春の本意、まさに、万物の活性化は、万人の覚醒にかかっていると思われます。困難、苦難、十字架なくして希望と喜びなしであれば、新しい一歩が、それら決意の表明と一体であることを覚えます。

往く川の流れは不可変と映るとしても、  
神の恵みとみ旨への信頼が、  
神の子、神の国と、  
偽りなき平和をもたらす希望と喜びの源泉となることを  
心からお祈り申し上げます。

—2015年の幕開けにあたって—

## 心に平和のとりでを築くための直言

『国際情勢の危うさと福音の光』（2013年 サンパウロ）  
あとがきより

現下の情勢はいたって深刻、今日の人間存在だけではなく、人類社会の明日をも左右しかねないものとするれば、座視することは許されない。

昨今の2国間関係は当事国にとどまらず、全世界に波及する。日中関係だけでなくその影響は人類に及ぶ。余震と本震の別はない。しかし、危機的状況は本当に危機的なのか。ことがそうになっているのは、人がそう思っていることの鏡であるとするれば、どちらの危機をも糾さねばならない。事態はぞっとするものだが、それを作りだしている思いの方が、作為であっても錯誤であっても、もっと、もっと危機的なのかも知れない。国際情勢とその理論について本拙文での指摘が真っ当であれば、将にぞっとする事態である。

神聖不可侵とみなされる国家主権も、国家主権体制も、さほど神聖不可侵でないとするれば、煽情、狂奔、今にも戦火を交え、一命を落としかねない熱狂が虚実いずれであるかは繰返すまでもない。国家の内実、国際関係の土台が問われ、もっとも堅固で土台とされる絶対神聖な自己に代わる国家主権とその威信が、虚ろな張子の虎であるとするれば、虚勢が崩壊した後になにが残るというのであろう。そして、怖ろしいことではあるが、それに身

を委ね、翻弄され尽くされた過去、現在も、絶対神聖な自己に代わる政治形態を提供するものでないとするれば、人類社会に明日はあるのか。今の今まで疑義を呈する者が現われていないとするれば、これまた摩訶不思議、不動の真理、久遠の教理を説いてきた者どもはどうなのであろう。真の共同体、誰しもが‘生れて来てよかった’と末期にはいえる、理性的共同体を作業化しなければならない。

ただし今一つ断わっておかねばならぬことは、国家をこえる組織、体制を作れたとしても何にもならないということ、エゴを断ち切れない限りいかなる大きさの共同体を作っても、それは見せかけ、世界連邦のようなグローバル制度が誕生しても、グローバル大の貧困、格差を増大させるだけなのは、企業と国家の前例に、見え透いたことである。真のグローバル共同体は、真にグローバルな価値観を提示、実行する先覚者が不可欠、キリスト教はもとより、全精神的覚醒奮起が、今ほど、望まれる時機はない。『ユネスコ憲章』は言っている。

「戦争は人の心の中で生れるものであるから、  
人の心の中に平和のとりでを築かねばならない。」（前文）

先立つものはお金ではない。こころと思い、本当はお金もおあしもお互いの信頼なくして、成立しないことに気付かねばならない。

心こそ ひとのいのち  
心が ひろがれば いのちもひろがる  
まごころは ひろばをつくる (心から心へ)

神のものは神へ、セザルのものも神へ。神に立ち帰ることは、互いの信頼をも回復させること、目に見えるもののかかわりだけでなく、見えない無数のかかわりを想いやり、誰をも大切にするところに、争いにかえて融和を、殺戮にかえて平和を、ともに目指しはじめることになる。

互いに憎み争うことは、誰しも望むところではないはず、しかし、本当に真理であれば命を捧げておしくないのが人間の本性、... 真実、真理を見つめ直さなければならない。ただし、最も強大で不可侵とする国家に代わる体制は、現時点では見いだせない。空しさに耐え続けに続け、その超克を目指さねばならない。でなければ、理性的存在も万物の霊長もことばのあやか飾り物、希望の陽を灯すか否かはわれわれ自身のあり方にかかっている。

やや具体的に『世界人権宣言』は言っている。

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等で奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものである。」（前文）

互いに愛することが共同体の真髄、しかし、普遍的愛でなければ誰をも除け者にしない真の共同体とはならない。実に

「心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くし、力を尽くして、  
あなたの神である主を愛しなさい。

そして、隣人を自分のように愛しなさい。」（マタイ 22 : 34-40）

神を愛する者はあらゆる兄弟を愛さねばならず、この黄金律の自覚化、実践こそ、罪の子が神の子となる「神の国」は現成する。

エゴと不可分離の罪の子にとって「平和」は人力を超えた「神の業」、この不可能が可能となるのは、罪の子が人の力にではなく神の恵みに生き始める時、「人にはできないことも神にはできないことはなく」（マタイ 19 : 23-26）、これこそ信じる者の本姿だからである。

主イエスは仰せになった。あなた方に平和。この招きに立ち返るとき、わたしたちは、罪の子でありながら神の子となり、地にさまよう者でありながら、本当に、神の国を目指す者となる、この恵みを信じたく希う。

このささやかな直言を記す機会の与え十字架の主イエス・キリストに感謝、  
そのみ手となってくださった、あらゆる兄弟に感謝

西山俊彦



主は与え、主は取り去り給う。

主のみ名は讃えられますように。(ヨブ 1:21)

— 喜びの音信をともにするみ恵みを願いつつ —

木々のたたずまいが侘しさを増すにつれ、師走の到来を覚える頃となりました。今一度の山越えをしようとしていることが仮初のものでないことを、街の彩りと恒例のメロディーが語っています。互いに年に一度の、いや、一生に一度の、時と所を同じくしているはずなのに、それぞれ無関係な者同士がたまたま乗り合わせたような心地とすれば、喜びの季節というには、余りに淋しく感じます。

とはいえ、歳末は一番ところがやさしい時、一つ一つの出来事が身に沁み、こころに響きます。余りにも身勝手な選挙戦もその一つ、2年前に味をしめてか再度の柳の下のドジョウ狙いか、政府与党が民意を問えるのは実績成果についてであって、自信がないなら総辞職が憲政の常道、解散選挙は白紙委任を狙うに等しい卑劣極まる暴挙に等しく独裁者の狂気とさえ映ります。政治実績としては景気悪化と格差拡大、それへの対応策とされた人事・政治の私物化だったといえれば一行で済みますが、言論弾圧を初めとして、景気回復に託けた格差容認と大企業優先、年金基金さえ投機につぎ込む株価操作、貿易赤字を理由とする原発再稼働と武器輸出、対米従属と隣国対決をセットにした沖縄基地拡充と外交・安保、特定秘密保護法の施行と集団的自衛権行使容認の閣議決定、総じて、改憲軍国主義化を

断行し平和憲法を骨抜きとする「戦後体制からの脱却」破壊、せめて「女性が輝く社会」などのお飾りは捨て、性差別のない就労を保証すれば一大快挙、社会全般が明るくなるはずと性根を入れ替えた真面目な政治を望みます。にもかかわらず、「これが唯一の道」、「代案があるなら出してみろ」と凄んでみせる挑発は鎧の下の焦点隠し、不安な大衆を味方につける強権政治への目論みが透けて見えます。民主憲法制定以来、営々として励み来たった反戦平和を全面否定する腹黒さには虚勢虚言で誤魔化されてはならず、「責任をとるのは私だ」との無責任のしたい放題に任せておけば、既に国家は根底から崩壊しているというものです。愛国主義の怒涛に無力を覚えながら、せめて実質改憲の行方が平和か戦争か、どちらになるかを見極め選ぶ日本の明日を期待します。

靖国神社公式参拝問題が歴史認識と一体であるのは安倍首相自身の談話(2013.12.26)に公言されているとおりですが、目下私自身が単独係争中の「靖国神社無断合祀取消し訴訟」が重大な意義を持ち、糾弾し続けなければならないのも同じ理由に基づきます。それらを虚偽意識の魔術でもって体制維持に勤めているのが学界、司法界、宗教界の権威・権力者、これに関して別稿ニュース・レター(NL)第21号で3回にわたり特集を組んだところです。正しくないことを正しいと信じさせ支持させるのが虚偽意識による政治支配、それら秩序の正当化を専らとするのが上記権威・権力者です。「権力者たちはいつまで奴隷扱いを続けるのでしょうか？」を表題とするNL21(1)(2)(3)は、あたかも、壮大な作り話のように映るかも知れませんが、まぎれもない実話、特に特集(3)「愛と平和を約束するカトリック教会における奴隷扱い」の実例は、人知れず消えゆく定めだったもの、— それを止むにやまれぬ思いでもって開示したのは、共生、共存のための小さな一歩となることを願ってのことに他なりません。

年の瀬は御用納めの時、心の大掃除こそ大切です。怒涛のように押し寄せる大波の前では、ちっぽけに見える心、しかしこころこそ人の命であることを確認したく希います。今年も、一人ぼっちの思いなど、所詮、だれにも分かってもらえず、顧みられることもなく、世界を変える力などありえないと何度も何度も思い知らされました。確かにこれが現実です。しかし、結果が出なかったとしても、

正しい思い、不義への憤りこそ、豊かさと幸せとの原点です。ものが有り余っていても豊かであるとは限りませんし、仲間が沢山いるからといって幸せとは限りません。何はなくともとまでは言はなくても、ひもじさを知っている者こそ豊かさを、寂しさに晒された者こそ幸せを実感できるというものです。そもそも、豊かさも幸せも、いや、貧富も幸不幸も、こころにそれを描ける者だけが、その果実を味わえるのであって、こころのない者には、豊かさも幸せも上の空、こころに豊かさ、こころに幸せ、を持ち合わせ、それを育む者だけが、悲喜こもごもの人生を、豊かなものにも、幸せなものにもして行けるのではなからうかと思えます。そして、人知れないこころの豊かさを育んでいる者こそ、数多くの兄弟の悲運に思いを馳せ、不運を克服する道とともに歩めるのだと思えます。何を実現するかは、こころで何を期待し、何をなすべきこととし、達成すべき目標、理想として思い描いているかによること、それなくして明日への希望はないと思えてなりません。

想えば 1986 年に始まった「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せこころに刻む会」は、自己を振り返り他者を顧み人倫再建の基本に目覚めさせました。バブルの熱気に涼風を注ぎ、戦後 40 年の右肩上がりの成長を当たり前とする上ずった時代への警鐘だったと思えてなりません。その余裕さえ消え失せ、自己愛、自国愛一色に凝り固まった昨今の世情には、古き良き時代の化石にさえ映りますが、戦後 70 年は歳末助け合いとほぼ同じ年月、震災津波への対処姿勢の高まりに、世間もまだまだ捨てたものではないと思われませんが、4 年経てば元の黙阿弥となっていなければ幸せです。

本当はみんなもってるまごころと温かい心、それを生氣あるものにして行くのが歳末・迎春ではないのでしょうか。貧しさも豊かさも、幸せも不幸せも、こころあつての物だね、とすれば、すべての人に通じる本当のこころを培うことこそ誰にでもできる最良最大のプレゼントだと思われまます。

「こころの貧しい人、柔和な人、義に飢え渴く人、平和を実現する人、迫害される人」、彼らこそ幸せな人々であると聖書は記します。貧しい人とは貧しさを知っている人のこと、柔和な人とは怒りを覚えつつそれに打ち負けないこころの持ち主、微笑も喜びも独りよがりのものでなく、本当の喜びはすべての人の幸せを願う神からのものしかありえませぬ。神からの音信を聞くことなくして、神の子となることなど、本当の幸せをともにすることなど、ありえないとすれば、天使の声を聴きとれるか否かに一人々々と人類全体の命運がかかっています。この事実を直視せず、華やいだ越年の好季をやり過ごすことなどできるものではないと思われまます。天使は言いました。

「恐れるな。わたしは、民全体に与えられる大きな喜びを告げる。

今日ダビデの町で、あなたがたのために救い主がお生まれになった。

この方こそ主メシアである。あなた方は、布にくるまって飼葉桶のなかに寝ている乳飲み子を見つけるであろう。これがあなた方へのしるしである。」

すると、突然、この天使に天の大軍が加わり、神を賛美して言った。

「いと高きところには栄光、神にあれ、

地には平和、御心に適う人にあれ。」（ルカ 2：8-14）

ささやかな声が響き、ささやかな星の光が輝いた。そして、夜空に牧する貧しい羊飼いたちにはそれを受けとめる豊かなこころがあった。皆がみなそうではなかったとしても、神の子の世をもたらししたのは、この貧しい者たちの小さな喜びであった。

皆さまお一人々と全世界の平和への、主のみ恵みを祈りつつ、

Dear Friend in Christ,

+ Rejoice in the Lord always: again I say: rejoice, because the Lord is near.

The Joyous Season has come again. Joyous, because this is the Heavenly Blessing upon everyone without exception. And the Holy Season, because only the One Come who could save whole mankind would rightly be called Holy. Despite the fact that the oceans and decades may divide each other, I would like to come close to you at this moment of Holy Season, recalling those days, I was allowed to share with you by the invisible hand of grace.

A year rounded, we are realizing again the God's Love incarnated among us which assured our life and living meaningful and worth-respecting each other with no exception. Unworthy though we are, there is no reason, why not to celebrate the Seasons whole-heartedly.

Looking back the year passed, while not a few things unpleasant and disgraceful have occurred, the following article seems to me of no-negligible importance. The subject reported on the News-Letter(NL) No.21 (Note 1) was entitled,

**“Isn't a frog, not God's children to be in the bottom of well ?”**

**Till when would you, the Mighty Powers,  
treat me(us) disdainfully or as their slave(s) ?**

NL No.21, the special issue, was divided in 3 parts each to a certain length according to the topics as listed below;

Topic 1: Discriminatory treatment (Note 2) in the field of science, academic circle, particularly by JSS (The Japan Sociological Society), etc.

Topic 2: Discriminatory treatment of legal court (judgement), specifically in regards to de-enshrinement of my father unwillingly enshrined in Yasukuni(Military)-Shrine.

Topic 3: Discriminatory treatment of proposal to revise the sacred teachings in Catholic Church.

Each part of the topic is intended to consolidate the scientific, legal, and religious value or norms, re-examining their legitimacy and validity of fundamental constituents in regard to their respective competencies. Isn't it normal or not-unusual, for any citizen, not to question the legitimacy of monetary-system circulating or right of possession officially recognized, or righteousness of the sentences judged by the legal court or juridical-structure ? Or even, isn't it normal for a Christian, either theologian or not, not to question the creed in the fulfillment of salvation, or eternal reward in heaven (and hell) ? To my deep regret, most of common-sense-understanding would appear a mere presumption or false consciousness reflecting only the value or norms of ongoing society. On the contrary, however, once their validity and legitimacy are minutely examined and unveiled by reason and by conscience, those authoritative, unquestionable, invincible

structure has to turn out to be a presumption or false consciousness reflecting the interest of Mighty Power or the then Ruling Class only and, at the same time, despising the dignity of other massive minority-groups.

Recalling my own bitter experiences I myself, those usually undoubted false consciousness considered invincible justices often enforcing legal obligations are mere presumption of particular time and space of history, easily to be pointed out of their limited righteousness or defying universal validity. Unpleasant as it goes, such dead-end or cur-de-sac is not exceptional in the case of religion too, and Our Mother Church in particular. Nay, it seems foremost precept of Universal Salvation, Catholic Church and her teaching have to be purified and sanctified from all the contaminations infiltrated along the long history as the Vatican II's Rinnovamento ed Aggiornamento decisively claims to reform. It seems to me indispensable to re-examine and revise, if such societies of universal validity are to be exempt from one-sided shortcomings or infringement of universal rights and values (by applying reason, conscience, rights and duties, faith and creed, or by any critical measure). The Church is the first and foremost target concerned due to Her claim of God-Established Sacrament of Universal Salvation based on Divine Revelation. To shorten the story, here only Topic 3 is summarized as follows:

Isn't it the case, we Christians are faithfully believing in Good News announced and fulfilled by Our Saviour Jesus Christ ? And this implies, of course, infallible creed in Salvation, Resurrection, and Eternal Life or Earthly Persistence, both soul and body, in the kingdom to come, God's Will to be fulfilled and His Kingdom established, and so on and so forth. I am not telling you, the words and description of such conception (or assertion) are not stated and explained in Bible and Tradition. But what I am pointing out is the need to examine the true meaning of indelible revelation, not forgetting the duty to investigate the Divine Will or Golden Mandate instead of idly throwing the pearls in front of pigs, i.e. leaving true meaning of divine teaching to a common sense or earthly way of understanding of the time and space of ongoing society. For an example, how would you understand the following paragraph stated as:

**“I am the resurrection and life.**

**If anyone believes in me,** even though ① he dies ② he will live,

**And whoever lives and believes in me**

③ will never die.” (John 11:25-26)

As is evident, statements ① ② ③ are contradicting, undoubtedly excluding each other. Yet introducing a new meaning of resurrection and life, those contradictions are no longer exclusive, when anyone lives and believes in Christ the Saviour who himself gave the meaning elevated beyond death and life, yielding sense of resurrection and (new or true) life, eternal reality, incomparable to the ordinary death and life. To state succinctly, the resurrection and life, Christ the Saviour promises, is not ordinary life and death, or continuation of either one, but a new, extraordinary reality or synthesis which consolidates and far-surmounts life and death of ordinary experiences. As is well known, religion, especially Christianity, is considered as the supreme or ultimate value-system calling to be Sacred or Divine, sanctifying radically every and whole existence in the name of God or God's Son, Saviour Jesus Christ. Awful presumption though as it stands, any human

existence, either personal or social, external or internal, could not be regarded legitimate or invincible without being founded by such ultimate religious value-system. This is tantamount to state, such (de facto) ultimate value-system, claimed Catholic Church, is expected to re-consider or to revise the obsolete interpretation of divine revelation in order adequately to meet reliability and entitlement of God's children entrusted. How is the actual state of teaching about divine revelation in regard to creed, moral, and discipline presented by Magisterium or Authority of the Church ? Is it enough to be called *Mysterium Salutis*, God's Unfathomable Sacrament of Universal Salvation ? To my humble view and mind, the true meaning of the Promise on Salvation, Resurrection or Eternal Life, and God's Kingdom ... are still to be presented, instead of heaven and hell, or purgatory story, as well as this worldly morals and disciplines. What Christ Jesus taught us is nothing but God's Love, the Golden Rule, which goes as

“I say this to you: love your enemies and pray for those who persecute you; in this way you will **be sons of your Father in heaven**, for he causes his sun to rise on bad men as well as good, and his rain to fall on honest and dishonest men alike. You must therefore **be perfect just as your heavenly Father is perfect.**” (Math.5: 43-48; John 11:23-27)

Needless to repeat, God's Love, the Christ promised and realized, is the only power of Universal Salvation, and source of Joy and Hope, Justice and Peace, grace of holiness which conquer all the human frailties, purifying worldly filthiness and grafting to the land of grace. Of course, it is the matter of impossibility to the travelers in the vale of tears, but there is nothing impossible to God's children in so far as we believe in God's Grace and in so far as we are willing to be awoken to the Heavenly Invitation the Babe in Bethlehem has realized.

We have just completed “The Year of Faith”(Oct.11,2012~Nov.24,2013) and immediately after we are starting another “Year of Consecrated Life”, (Nov.30, 2014~Feb.2,2015) so on and so forth incessantly. To my humble thought, too much parade of commemorations has been displayed despite the fact, we have not initiated yet *Rinnovamento ed Aggiornamento* the Council Vat.II.officially declared to accomplish. No need to emphasize, unfathomable Love of God and the Commandment of Love confided upon us is still to be activated humbly to call ourselves Christian as our belief in the Incarnation and Death upon the Cross require. As is evident, there is tremendous cliff or crevasse between belief and behavior. But please do not misunderstand me, what I am making explicit is the gap between Divine Will and the official teaching of the Church, even though such and such terms and expressions are found literally in scripture and traditions.

Gist of topic (3) of NL21 has been explained in the above. Although the other 2 topics are not of minor importance in regard to Peace and Justice to be achieved, this topic presented looks of the critical importance, not allowing me to neglect before departing from the earthly sojourn.

Dear Friend in Christ, it is evident that the spirit of the Heightened Season would defy all meager description of mine. The Evidences and Marvels we are witnessing surmount all human speculation. So I should declare only that you are the choicest ones, God



provided me on our common earthly journey to Heavenly Kingdom for His good and His glory. So here I quit only making explicit, how gratefully and especially I feel to each one of you, even though the time and distance separating us may have been so much as it seems hardly possible to bridge the gap in between. So, assuming your usual benignity, let me proclaim wholeheartedly the supreme passages greeting us all to chant together with heavenly voice;

“Do not let your love be a pretence, but sincerely prefer good to evil. Love each other as much as brothers should, and have a respect for each other. ... Rejoice with those who rejoice and be sad with those in sorrow.” (Rom.12: 9-21)

“Be happy at all times; pray constantly; and for all things give thanks to God, because this is what a God expects you to do in Christ Jesus.”(I Thess.5:18)

“Go out to the whole world; proclaim the Good News to all creation. He who believes and is baptized will be saved; he who does not believe will be condemned.”(Mark 16:14-18)

“And suddenly with the angel there was a great throng of the heavenly host, praising God and singing:

Glory to God in the highest heaven, and peace to the men he loves.”(Luke 2: 13-14)

Wishing most prayerfully the Heavenly Peace

based on the love and justice, the categorical imperative to be fulfilled.

Fr.Peter T.Nishiyama

Note 1. NL is a report issued by the Group for making legal justice for de-enshrinement of the War-victims from Yasukuni(Military)-Shrine

Note 2. Discrimination treatment is not restricted to discriminatory application of equal law or rules. Here, instead, is meant mainly discriminatory nature of law and rules themselves, because such standard of power- or authority-exercise itself is reflecting power-, right-duty-, authority-, privilege-structure, of which legitimacy, although being often unconscious and not questioned, is limited to the power-structure itself.

A typical example is shown in case of differential meaning of 'right'; (1) first and foremost meaning **righteousness, criterion of evaluation** of the right and wrong, (2) and secondly meaning **entitlement to claim or enforce power** over someone as his own possession. In both meanings reflected is the power-orientation of ongoing power-structure, kept hidden and unconscious often times.

## 継続の誓い

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表 園田朋里

2015年が明けました。

支える会（靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会）も2009年4月の発足から6年目の春を迎えました。

これまでの皆さまのご理解ご支援に心より感謝申し上げます。

今後も靖国神社無断合祀取消の実現、平和憲法・信教の自由が護られるために、けっしてあきらめることなく希望を持って励んでいきたいと思っています。

引き続き、多くの皆様の協働を心よりお願い申し上げます。

## 日本国憲法

### 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第三章 国民の権利及び義務

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第二項 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

第三項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

再審事件、及び、再々審事件受理期日の明示、並びに、全事件審査記録開示についての不当な対応に対して 2014年12月22日付で第32(22)回目の請求を送りました。当然な請求が当然のこととして認められる日まで屈することなく続けます。ご一読、ご理解をお願いいたします。

平成24年(ヤ)第78号  
平成23年(ヤ)第301号  
平成23年(オ)第613号  
平成23年(受)第704号

最高裁判所第二小法廷  
寺田逸郎裁判官殿  
千葉勝美裁判官殿  
小貫芳信裁判官殿  
鬼丸かおる裁判官殿  
山本庸幸裁判官殿

審査記録開示請求者 西山俊彦 ㊞

被開示請求者兼相手方 宗教法人靖国神社  
代表役員 京極高晴

被開示請求者兼相手方 国  
代表者法務大臣 上川陽子

再審事件、及び、再々審事件受理期日の明示、並びに、  
全事件審査記録開示についての第32(22)回目の請求

2014年12月22日

本請求の主旨は受理期日を含む全審査記録の開示

私事、下記

上告事件番号平成23年(オ)第613号、及び、平成23年(受)第704号、  
再審事件平成23年(ヤ)第301号、並びに、再々審事件平成24年(ヤ)第78号  
の当事者である西山俊彦でございます。2014年12月22日付け本書面をもって督促するのは、上記  
全事件について受理期日を含む全審査記録の開示であって、以下の経緯と理由に基づくものです。

本請求の経緯と理由

本請求の主旨は、「上記全4事件審査記録の当事者権に基づく開示請求」であり、これによる「同  
再々審事件平成24年(ヤ)第78号及び再審事件平成23年(ヤ)第301号の受理期日の明示とその  
裏付け証拠、或いは、受理記録の証明、並びに、全事件審査記録の開示」についての第32(22)回  
目の請求であり、それ以上でも、以下でもありません。

これまでの経緯を記しますと、第31(21)回目までの請求では、

「既にお知らせしたとおり、最高裁判所がした民事・行政事件の決定に対しては、更に不服を申し  
立てることはできません。」

なる関連なき‘理由’を付した「返還書」なるものを送付して、開示請求自体を拒否し、32回目の請求を強要されるに到っています。私の理解する限りでは、民事訴訟法第91条③他の「訴訟記録の閲覧等」他の当事者並びに一般への裁判記録開示の請求には、請求理由、使用目的等々による開示の可否を規定する条規は見当たらず、特に本件当事者請求の場合に、仮構の目的を設定して正当な請求を拒否し続けることは、不理、無法、法規逸脱の極みであるところから、もし、不開示をもって正当とされるのであれば、その条規を明示され、もし、それができないというのであれば、即刻本請求に応じられるよう、再度督促いたします。

## I. 審査記録の開示請求への係属裁判所、係属法廷の不当な対応

再々審事件平成24年（ヤ）第78号に限って例示しますと、2012年12月25日付け最高裁判所の「返還書」なる書面には、

「平成24年12月21日付け書面に添付された返信用封筒（郵便切手120円貼付）を返還します。

なお、既にお知らせしたとおり、最高裁判所がした民事・行政事件の決定に対しては、更に不服を申し立てることはできません。」（第二訟廷事務室民事事件係）

と記し、2012年12月27日付け最高裁判所の「返還書」なる書面にも、

「平成24年12月25日付け書面に添付された返信用封筒（郵便切手160円貼付）を返還します。

なお、既にお知らせしたとおり、最高裁判所がした民事・行政事件の決定に対しては、更に不服を申し立てることはできません。」（第二訟廷事務室民事事件係）

と記し、2013年1月7日付け最高裁判所の「返還書」なる書面にも、

「平成24年12月31日付け書面に添付された返信用封筒（郵便切手200円貼付）を返還します。

なお、既にお知らせしたとおり、最高裁判所がした民事・行政事件の決定に対しては、更に不服を申し立てることはできません。」（同、以下省略）

と、請求事項と関連なき文言が反復連記され、2014年3月19日付けにて提出した第30（20）回目の請求書に対する2014年3月31日付け最高裁判所（第二訟廷事務室民事事件係）の「返還書」なる書面にも、

「2014年3月19日付け書面に添付された返信用封筒（郵便切手200円貼付）を返還します。

なお、既にお知らせしたとおり、最高裁判所がした民事・行政事件の決定に対しては、更に不服を申し立てることはできません。」

と、請求事項とは無関係な文言が反復連記される事態である。「返還書」の送付の他に、「配達証明便」をもって提出した、上記全書面の授受確認を明確に依頼して、提出書面各1部に最高裁判所第二小法廷（受付）印を捺印して、返送されたき旨の要請に対しても、現時点においては、実行されておらず、授受手続き一つさえ不履行の状態にある。これが司法界最高権威の法理解並びに法手続きであるとは想像を絶するものである。

直近の事例である2014年8月5日付け書面をもっての第31回目の開示請求に対しては、2014年9月26日付け最高裁判所裁判部第二訟廷事務室裁判関係庶務掛の「事務連絡」には、

「あなたから8月5日付け書面で、平成23年（オ）第613号、平成23年（受）第704号、平成23年（ヤ）第301号及び平成24年（ヤ）第78号事件について開示請求がありました。当該訴訟記録は、既に第一審裁判所である大阪地方裁判所に返還されています。

ついては、事件記録の閲覧等について大阪地方裁判所にお問い合わせください。なお、あなたから送付された8月5日付け書面4通及び返信用封筒（100円切手2枚が添付されているもの）は、一式返還いたします。」

と記されていた。「当該訴訟記録は、既に第一審裁判所である大阪地方裁判所に返還されています。」との保証に従い、予め上記地裁記録掛りに連絡して上で、先 11 月 26 日に赴き、本件全審査記録とされる膨大な記録を閲覧し、該当個所に相当するはずの全ページの複写コピーを依頼、本 12 月 9 日に受領、確認した。

以上の過程を経て、確認したのは本原告が貴最高裁判所第二小法廷へ請求した諸事項の記録が大阪地方裁判所への返還済み記録には存在しないという、不在が確認されたということであって、2014 年 9 月 26 日付け最高裁判所裁判部第二訟廷事務室裁判関係庶務掛の「事務連絡」でもって保証されたこととは裏腹に、本書面をもって貴最高裁判所第二小法廷へ第 32 回目の請求をしなければならないという帰結である。

## II. 開示請求事項

開示請求事項は、これまでに行った 31 回にわたる請求同様、裁判成立の基本要件に関するものであって、上記上告審、再審、再々審、全 4 事件の、審査開始から決定に至る期日、過程、内容、関与者が判かる全事項を記している名称及び識別記号付き全記録を、後掲典拠にもとづいて、同 4 事件の当事者本人及び日本国民としての西山俊彦に、遅滞なく開示されるよう請求するものであって、開示請求事項には、

1. 本再（々）審事件平成 24 年（ヤ）第 78 号なる再（々）審事件については、  
最高裁第二小法廷での**受理期日の教示**、並びに、その**裏付け証拠**、または、**記録の証明**

2. 本請求者が当事者となっている全 4 事件、すなわち、  
上告事件番号平成 23 年（オ）第 613 号、及び、平成 23 年（受）第 704 号、  
再審事件平成 23 年（ヤ）第 301 号  
再々審事件平成 24 年（ヤ）第 78 号

については、

- (1) 各事件審査開始日から終了日に至る審査過程の全記録
- (2) 調査官（乞ご芳名開示）の判断書提出期日、審査日程、調査内容と結審日
- (3) 各事件調査官の判断書と諸裁判官の意見の差異内実、修正異議、最終決定に至る集約過程
- (4) 各事件は持ち回り審議事件であったのか、審議室審議事件であったのかの様態区別
- (5) 何れの審議様式であったとしてもそこでの原案、修正意見、諸異論と最終決定の評決
- (6) 各事件が、他事件と併合審査されていたか否かの事実の明記、特に、

平成 23 年（オ）第 614 号上告事件

平成 23 年（受）第 705 号上告受理の申立事件

との併合審査の場合には、併合審査事件の上告・再審請求の理由書等と同事件についての決定に至る全記録の開示

を請求する、ものである。なお、

**開示請求に応じられない場合には、その理由を明確に開示されたい。**（2012 年 5 月 21 日付け「7 度目のお願い」IV の 1, 2, 5-6 頁、参照）を特記事項とする。

上記請求事項は、特定上告事件、特定再審事件、特定再々審事件についての、当事者本人、及び、日本国民としての二重の資格と権利に基づく請求であって、それらは、本請求書面に明確に記載する日本国憲法第三二条、第八二条他、裁判所法、諸他関連法規と、諸学説等の典拠他に基づいてのことであることは、権利秩序を維持保障する司法の最高権威に対して明言することは失礼の極みではあるが、ご寛恕を願うものである。

### Ⅲ. 開示請求典拠

これまで 31 回にわたり請求し続けてきたのは、冒頭明記 4 事件についての受理期日の明示を含む審査記録の開示である。これを再々々々度にわたる最高裁判所自身による本旨逸脱、原告愚弄、法規無視にもかかわらず本第 32 回目の請求を行う理拠は憲法、及び、訴訟法規の基づく原告としての権利に依ることであって、その典拠の総体は毎回明記して来たところであるが、**民事訴訟法第九一条**は、

- ① **何人も**、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- ② 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、**当事者**及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。
- ③ **当事者**及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。(以下省略)

と記して請求権を保障しており、特に、同条第 3 項の当事者権に基づいてのことであるのは言うに及ばず、最高裁第二小法廷宛 2012 年 10 月 22 日付け「全決定審査記録開示への 11 (21) 回目の請求及び回答お願い」、同 12 月 25 日付けをもってする「再々審事件受理期日、及び、審査記録の開示請求の明確化、並びに、迅速な開示要請」等々の諸書面に明記したとおり、憲法、法規の諸規定に基づく請求であって、もし、本書面冒頭に特記したとおり、受理の事実なき判決(決定)でもって本件を処理したというのであれば、**本再々審平成 24 年(ヤ)第 78 号が民事訴訟法第一三三条等に規定する不告不理「訴えなくして裁判なし」の原則に違背**していることは明々白々であり、事態は想像を絶する深刻なものである。憲法他に保障された権利に基づく適法なる請求に対して、遅滞なく開示されるよう、求めるものである。

### Ⅳ. 記録開示請求者は 4 事件の当事者 (2013 年 6 月 28 日付け第 27 回目の請求他と同一につき記載省略)

### Ⅴ. 非開示の場合の理由説明 (2013 年 6 月 28 日付け第 27 回目の請求他と同一につき記載省略)

#### 本開示請求を無視できない深刻な理由 一補遺 1一

最後に補遺 1 として、元エリート裁判官の司法手続きについての直言を記さずにはおられない。

「(もう一つの家裁系裁判官の問題点は、) **訴訟法の大原則である「手続保障」**の感覚が鈍いことである。つい最近家事事件手続法が制定されるまでは、家事事件の当事者には、弁論権、立会権、家庭裁判所調査官による調査報告書の開示を求める権利等の、民事訴訟であれば**基本中の基本であるような権利**すら十分に保障されていなかった。」(瀬木比呂志『絶望の裁判所』2014 年 2 月 20 日講談社発行、157 ページ)

瀬木比呂志は、**基本中の基本である権利、訴訟法の大原則である「手続保障」**権が、家裁系裁判官では保障されてこなかつたとして、絶望的事態が家庭裁判所にかぎったかのように指摘する。しかし、本請求者西山俊彦にとっては、**訴訟法の大原則さえ保障されない絶望的事態**は、もし、本件請求に対して拒否回答が継続するというのであれば、**全裁判所を統括する最高裁判所に付いてこそ糾弾されねばならない深刻な**ものである。可及的速やかに、同著者に明白なミスプリントを連絡しなくて済むように、本件についての最高裁判所の適切な対応を要望する。

## 深刻な被侵害事実 一補遺 2一

補遺 2 としては、権力者の‘蛮行’が公然横行する世情に関することである。本上告事件等々、一連の靖国神社無断合祀取消訴訟が回復を請求する被侵害利益は深刻である。基本的人権中の人権である「信教の自由」とそれを担保する「政教分離原則」は、人格の尊厳の核心を保障するものであることはもちろんのこと、わが国国家体制の成立如何にかかわるとともに、世界平和の帰趨を左右するものだからである。本第 32 回目の請求は、そのための試金石（の極く一部）であることはいまでもなく、安倍晋三首相の靖国神社公式参拝という行政府の首長の確信犯的憲法違反行為が闊歩し、「最早止める者が不在」昨今の異常事態にあって、これに歯止めをかけるのは国民の主権回復の実現と司法権の職務遂行に託するしかないことを再言し、前記裁判官ご自身の新著を借りて掉尾としたい。

「もし、司法に未だ存在している意味があるとすれば、…「真実」を告げ知らせる義務である」（瀬木比呂志『前掲書』234 ページ）

## 言行一致、率先垂範こそ司法の真髄ではないのか 一補遺 3一

2014 年 12 月 14 日執行、**最高裁判所裁判官国民審査公報**には

「**裁判官としての心構え**」が次のようであると明言されている。

「三八年間、当事者の代理人あるいは弁護士として、裁判所の判断を求める立場にいました。市民の目線から見る裁判官の任務は、憲法の本質と条文に忠実であり、証拠に基づいた事実には謙虚に向き合っており、良心に従い、誠実公正な裁判を行うことであると考えるてきました。

裁判官就任後は、描いてきた裁判官の任務を自ら実践するように心がけています。…」（**鬼丸 かつお 最高裁判所判事**）

「三権の一翼を担う司法権の重要性を認識しつつ、その最終審である最高裁判所の裁判官として、まず何よりも当事者の主張に虚心に耳を傾け、これまでの四〇年余にわたる行政と法令審査の経験の元に、公平かつ公正で妥当な解決を目指していきたいと考えております。

その際、**日本国憲法その他の法令の規定を尊重し、法治国家の実が上がるよう、かつ、国民の自由と権利が最大限に尊重されるよう全力を尽くしていきたいと思っております。**」（**山本庸幸 最高裁判所判事**）

これら「心構え」が国民審査を目的として書かれたとしても、言行一致、率先垂範こそ司法の本質、すでに 32 回に及んでいる本申請に対して、せめて一度なりとも表裏なき対応を切望するものである。

**請 求 要 旨 一 本記録開示請求は当事者権等に基づく請求であり、司法裁定の成立に関するものであるゆえに、32 回にわたる請求に迅速に応じられますように 一**

要するに、2014 年 12 月 22 日付け本書面をもって行なうのは、「**上記全 4 事件審査記録の当事者権に基づく開示**」であり、同時に「**同再々審事件平成 24 年（ヤ）第 78 号並びに同再審事件平成 23 年（ヤ）第 301 号の受理期日の明示とその裏付け証拠、或いは受理記録の証明、並びに、全事件審査記録の開示**」についての第 32（22）回目の請求であり、それ以上でも、以下でもない。

—編集後記—

2015年、新しい年になってのニュースレター第1号（通算22号）をお届けいたします。

本22号には、『2015年幕開けにあたってのメッセージ』『心に平和のとりでを築くための直言』『クリスマスメッセージ』『再審事件、及び、再々審事件受理期日の明示、並びに、全事件審査記録開示についての第32（22）回目の請求』を掲載しました。これまでと重なる箇所もありますが、2015年のスタートにあたり、あらたに歩み出すための確かな指針となることと思ひ掲載いたしました。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け  
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の  
活動支援強化の必要性を痛切に感じ  
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

（目 的）

靖国神社合祀取消を実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、  
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に依って）  
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに  
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために  
励んでいこうと思っています。

（ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。）

## 靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp

<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/>

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 （郵便振替） 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきます。ご了承ください。